

添付図書分類表

<事前協議（1部）、行為の届出・通知（2部）、行為変更届出（2部）> ○が付いている図書を添付して下さい。

図書の種類		明示すべき事項	建築物	工作物	開発・土地の形質の変更等	土石の採取等	木竹の伐採	廃棄物の堆積
付近見取図		方位、道路、目標となる地物及び当該行為の場所（申請地を朱記）	○	○	○	○	○	○
現況カラー写真		当該行為を行う敷地全体及び敷地周辺の状況（周辺部を含む。）	○	○	○	○	○	○
写真撮影位置図		現況カラー写真の撮影の位置及び方向	○	○	○	○	○	○
現況平面図		当該行為を行う敷地全体の現況	○	○	○	○	○	○
配置図		敷地の境界線、敷地内における建築物、工作物又は広告物の位置、駐車場又は駐輪場の位置、ごみ集積設備の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員その他当該行為を行う敷地の計画の状況 土石の採取・木竹の伐採等の場合：その範囲及び面積 堆積等の場合：その位置及び高さ	○	○	○			○
平面図（各階及び切盛範囲）		縮尺、方位、主要部分の寸法及び開口部の位置並。切盛行為を行う場合にあっては、当該切盛の箇所（ <b>該当箇所を着色</b> ）、のり面処理材料等	○	○	○	○		○
植栽配置図		当該行為を行う敷地内の植栽の位置及び高、中、低木、地被類等の区別、植栽する樹種名等	○	○	○	○	○	○
立面図（四面）		建築物又は工作物の各面を <b>着色したもの</b> 。外観の構造、外壁及び屋根の材料、仕上げ、色彩（マンセル値に基づいた色相、明度及び彩度の数値を記載）、照明その他の意匠（屋外広告物を掲出する場合、立面図にその範囲を記載）	○	○				
断面図	建築物等	軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物又は工作物の高さ並びに主要部分の寸法	○※	○	○※	○		
	開発・土地の形質の変更等	土地の縦断図（切盛が無い場合でも必要です） 現況及び計画の区分、当該切盛の箇所（ <b>該当箇所を着色</b> ）、のり面処理材料、擁壁の構造及び高さ（見え高を記載）、外観の仕上げ等 <b>※擁壁等が2m以上の場合、景観への配慮が必要になります。</b>						
景観形成基準チェックシート		景観形成基準の質問にどのように配慮されたか記載。（ <b>形成基準に適合しない場合は、その基準のために他で配慮した事項を記載してください</b> ）	○	○	○	○	○	○
建築物パース		道路から見た植栽等が表現された建築物等の着色パース図（景観シミュレーション図） <b>※「行為の届出」時に添付</b>	○※					

## 添付図書分類表

<完了届出（1部）> ○が付いている図書を添付して下さい。（開発行為等に完了届は不要です）

図書の種類	明示すべき事項	建築物	工作物
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び当該行為の場所	○	○
竣工カラー写真	当該行為を行った敷地全体の状況及び建築物又は工作物にあつては各面の全景（周辺部を含むみ、緑化等もわかるもの）	○	○
写真撮影位置図	竣工カラー写真の撮影の位置及び方向	○	○
配置図	敷地の境界線、敷地内における建築物又は工作物の位置、駐車場又は駐輪場の位置、ごみ集積設備の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員その他当該行為を行った敷地の施行の状況	○	○

※景観の届出日より、5年経過している場合、着色立面及び建築物パースの添付が必要です。

## 備考

- 1 付近見取図は、都市計画図等に当該行為を行う（行った）敷地を朱記したものとする。
- 2 現況カラー写真（周辺部を含む。）は、当該行為を行う敷地全体及び敷地周辺の状況が分かるものを複数方向から撮影したものとする。
- 3 平面図は、建築物の新築等を行う場合にあっては、計画している各階ごとのものとする。
- 4 立面図は、建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のものとする。
- 5 その他市長が必要と認める図書は、景観形成基準チェックシート、景観シミュレーション図等のうち市長が指示するものとする。
- 6 この表に掲げる図書の縮尺は、当該行為の規模に応じて、明示すべき事項を適切に表示できる縮尺とする。
- 7 竣工カラー写真（周辺部を含む。）は、当該行為を行った敷地全体の状況が分かるものを複数方向から撮影したものとする。
- 8 その他市長が必要と認める図書で記載された図面等以外の図書を求める場合があります。
- 9 市長が当該添付の必要がないと認める場合は省略させることができます。
- 10 「行為変更届出書」の提出部数は2部です。
- 11 「氏名等変更届書」及び「景観計画内行為取りやめ届出書」の提出部数は1部です
- 12 変更の届出には、変更後の図面を添付し、マーカー等で変更箇所がわかるようにしてください。  
(届出より5年以内の変更届出は変更前の図面の添付は不要です)
- 13 委任状には届出者及び代理人の押印が必須です。